

道路整備に必要な予算確保を求める意見書

道路は、人々の生活を支える基礎的な社会資本であり、地域間の交流・連携、地域産業の発展を図るうえで必要不可欠な社会基盤である。

那珂川町においては、今後市に移行しさらなる発展のためにも安全・快適性を高めるための道路整備を着実に進めることが必要であり、そのために必要な予算の確保が重要である。

現在、道路事業予算は十分に確保されておらず、さらに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、「道路財特法」という。）の規定による交付金事業の補助率等の嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっている。

安全・快適な暮らしを支える住環境整備の充実と安全・安心な道路交通の確保に取り組んでいる中、補助率等が低減することは、本町が計画する道路整備事業の遅延を招く恐れがあり、地域づくりに悪影響を及ぼし、活力の低下を招きかねない。

よって国におかれては、道路整備に必要な予算の確保に関する以下の事項の実施について強く求める。

1. 地方が必要とする道路整備予算を安定的に確保すること
2. 道路財特法による補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年12月22日

福岡県那珂川町議会議長 高原 隆 則

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
国土交通大臣 殿